

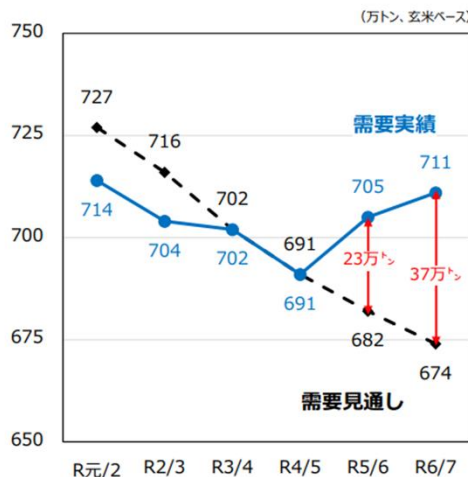
特集1 米の安定供給に係る対応

農林水産省は、主食用米の需要量のマイナス・トレンドの継続を前提として、需要の見通しを作成。その減少する需要見通しを踏まえて実際の生産量も減少。

令和5/6年、令和6/7年の実際の需要量は、精米歩留まりの悪化による玄米ベースでの必要量の増加に加え、インバウンド需要や、家計購入量の増加等により、増加傾向で推移し、需要の見通しと実績が乖離。

この結果、生産量が需要量に対し不足し、米の価格が高騰。

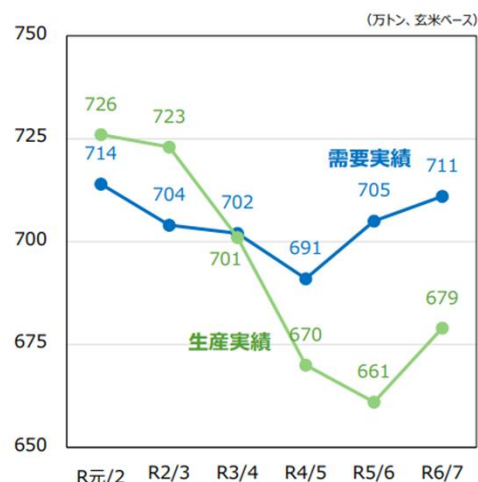
【需要実績と需要見通し】



R元/2 R2/3 R3/4 R4/5 R5/6 R6/7

資料：農林水産省農産局「生産・流通・消費の実態把握と需給見通しについて」

【需要実績と生産実績】



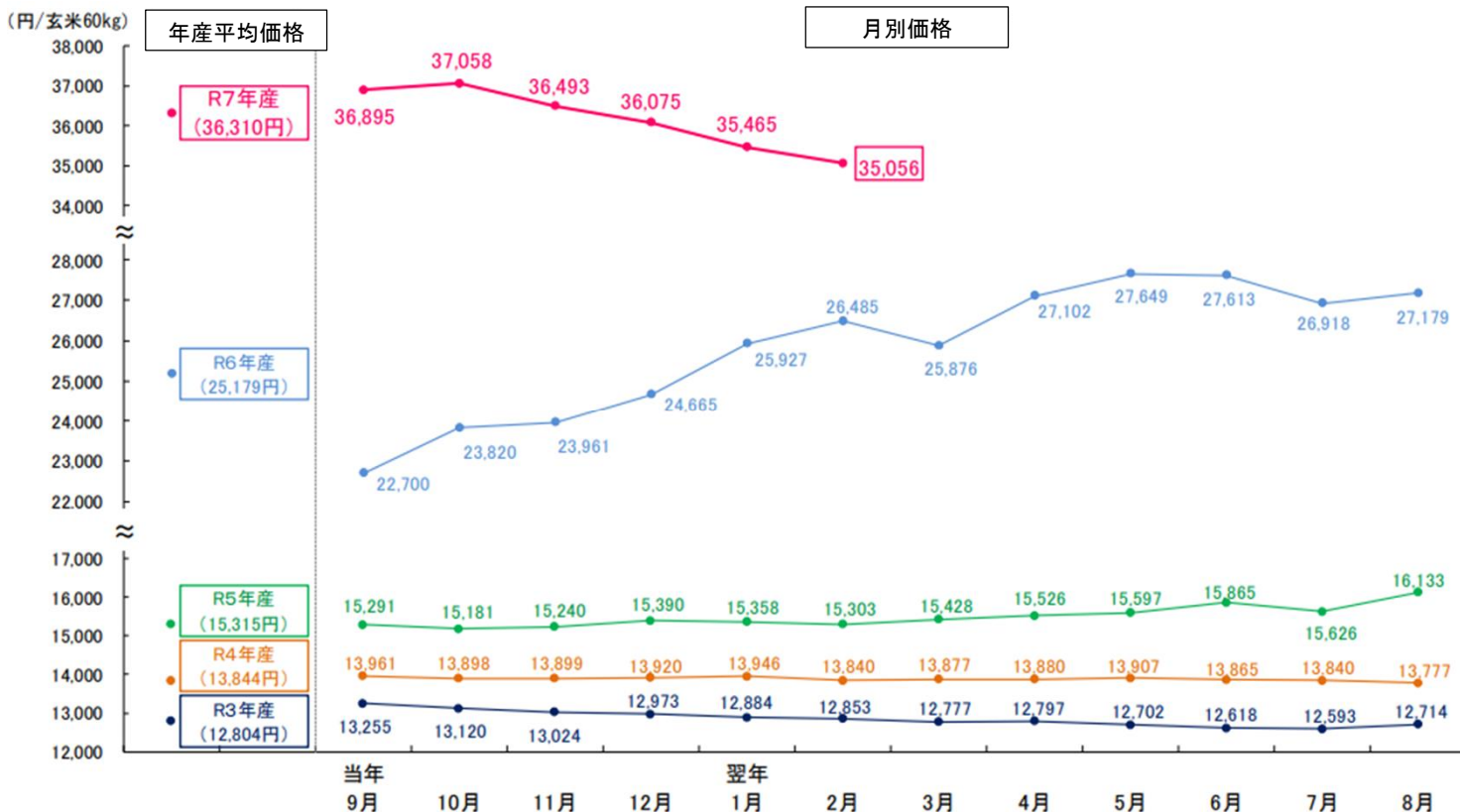
R元/2 R2/3 R3/4 R4/5 R5/6 R6/7

資料：農林水産省農産局「米の備蓄政策について」

令和7年1月、米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針を変更し、不作により生産量が減少した場合だけでなく、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合にも備蓄米を売り渡せることとし、令和7年3月以降政府備蓄米の売渡しを実施。

令和7年産の主食用米の生産は、作付面積が前年産に比べ10.8万ha増加したことや、多くの地域で総じて天候に恵まれたため、全国の10a当たり収量(生産者が使用しているふるい目幅ベース)が前年産に比べ1%増加。これらにより、現在は需要量に対して十分な供給が見込める状況となっている。

【相対取引価格の推移】



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：運賃、包装代、消費税相当額を含む1年米の価格である。

注2：グラフ左側の年産平均価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで(7年産は出回りから令和8年2月までの速報値)の通年平均価格、右側は月ごとの価格の推移。

特集2 高温による農畜産物への影響

令和7年の北海道は、6月から8月にかけて観測史上最も暑い夏となり、日照時間が長く、降水量は少なめという特徴的な気象状況であった。

特に7月下旬には、道東を中心に40℃に迫る猛暑日に見舞われ、30℃以上の真夏日が連続するなど、冷涼な気候を特徴とする北海道にとっては異常な高温が観測された。

昨今の気象状況は北海道の農畜産業に次のような影響をもたらしている。

令和7年の北海道の気象状況と農業

【農作物の状況】

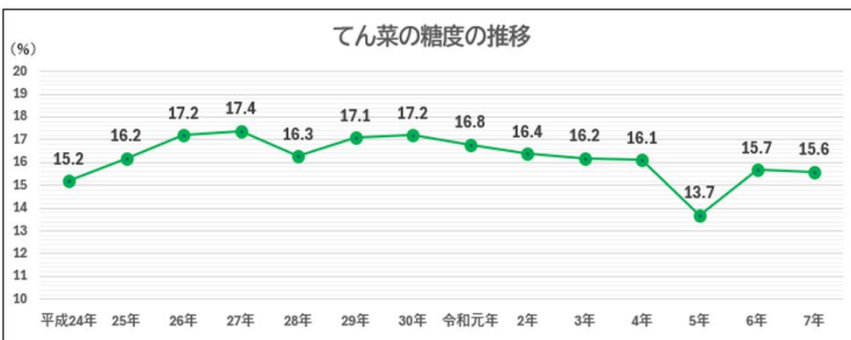
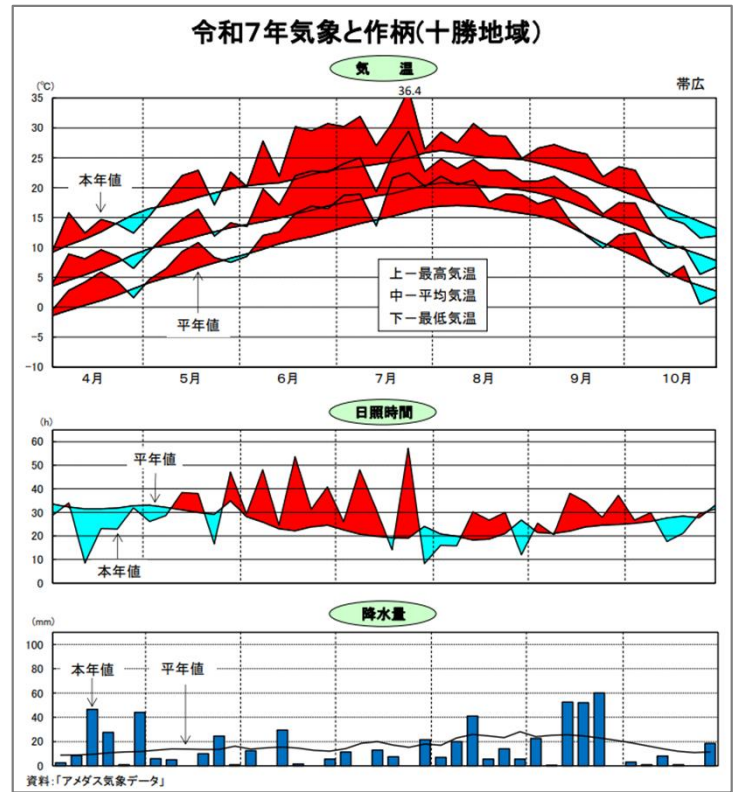
平年よりも高温・多照で経過したことから、全般的に生育が早く進んだ。多くの地域やほ場では、高温が起因とされる生育不良や品質低下が発生した。

小麦は、6月中旬以降、気温の高い状態が長期間続き、降水量も少なかったことから、一部の地域で生育に影響が生じた。

このため、秋小麦は、登熟期間が十分に確保できず急激に成熟が進んだため、細麦傾向となり、収穫量は前年産を下回った。また、春小麦についても同様に細麦傾向となり、収穫量は前年産を下回った。

てん菜は、高温・少雨により一部地域において、地上部のしおれや生育停滞が見られた。また、高温・多湿が起因とされる褐斑病に対しては全道的に早期防除の取組が進められたこと等により被害面積は直近2年と比較して減少したものの、令和7年度も発生が確認された。

糖度については、夏から秋にかけて高温や褐斑病等による影響が懸念されたが、概ね前年並みの結果となった。



資料：北海道調べ



高温の影響で萎れるてん菜

ばれいしょは、生育期間である6～8月を中心に高温と干ばつが続き、多くの地域で肥大期の高温と降水量の不足が重なり、塊茎の肥大不足につながったとみられる。

特に肥大期の6～7月に降水量が平年の半分以下となった地域では、小玉化や収量の低下がみられた。

また、高温と少雨の影響により、二次成長や奇形イモの発生が多く、加工・生食用ともに品質への影響が確認された。



小玉化や奇形が発生した馬鈴薯のほ場

## 特集2 高温による農畜産物への影響

たまねぎは、移植後から夏にかけて高温・少雨で経過したため、生育に大きな影響を受けた。特に8月以降は記録的な暑さと降雨不足が重なり、多くの地域で小玉傾向が顕著となった。

この結果、例年多く見られる中玉～大玉の割合が減少し、逆に小玉が増加したため、収量も平年を下回る地域が多かった。

また、晩成品種では、一部地域で肥大不足が見られ、収穫量が減少した。

ばれいしょ、玉ねぎを除く野菜類は、高温・多照で経過したことで、生育に様々な影響を受けた。

トマトでは、花粉活性の低下により花飛びや不着果、裂果がみられ、収量・品質の双方で影響が生じた。

ブロッコリーでは、多くの地域で高温により花蕾の変形や変色がみられ、外観品質の低下となった。

だいこんとにんじんでは、肥大不足や生理障害が広範囲で確認され、高温・多照の影響により、平年より収量が落ち込んだ。

水稲は、生育期間全般的に気温は平年を大きく上回ったことにより、生育は平年に比べて1週間以上早まり、収穫時期は大幅に早まった。

カメムシによる吸汁害や収穫時の降雨による刈り遅れが発生するなど、一部で品質の低下を招いたものの、過去の高温年を踏まえた適切な水管理により、高温障害の発生は限定的であった。

近年の高温少雨の状況を受け、堆肥・緑肥の投入による土壌の保水性改善、畑地かんがいや地下かんがいによる農業用水の安定供給、は種時期や栽培管理の見直しなど、高温に対応する対策が各地で取り入れられている。

### 【畜産の状況】

乳用牛については、6～8月を中心に記録的な高温が続き、食欲不振や体力低下がみられ、乳量が減少する傾向が認められた。

しかしながら、令和5年の猛暑以降、換気扇や扇風機の整備や増設による送風や散水・散霧、日除けや断熱材の設置などの暑熱対策が進み、良質な粗飼料や冷たい水の給与など暑熱ストレスを軽減するための飼養管理の取組が広がっている。こうした取組に加え、昨年産の粗飼料が良質だったことにより、乳量減少の影響は限定的であった。

肉用牛においても暑さによる食欲低下や消化不良が発生し、体重増加の停滞や受胎率の低下が見られた。



干ばつにより小玉となった玉ねぎ



リールマシンによる散水



換気扇とミストによる暑熱対策を施した畜舎



大型機械による牧草の収穫作業

牧草については、1番草が生育期から収穫期まで天候に恵まれた地域もあり、良質であったものの、2番草が干ばつの影響により収量が例年に比べ少なかった。

飼料用とうもろこしでは、気温が高く日照時間が多かったため登熟が早まり、収穫時期が平年より前倒しとなった。高温・干ばつや強風、豪雨による冠水などの影響により、収量や品質の低下が見られた地域もあった。

## 第1 新たな食料・農業・農村基本計画

改正食料・農業・農村基本法に基づく新たな「食料・農業・農村基本計画」を令和7年4月11日に閣議決定。同法の基本理念に基づき、政策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。

### 食料・農業・農村基本計画の概要

#### 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、農地・水を確保するとともに、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進
- サステナブルな農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減を図るため、農地の大区画化、情報通信環境の整備、スマート農業技術の導入・DXの推進や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集・合理化等を推進
- 生産資材の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

#### 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの新たな輸出先の開拓、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

#### 食料システムの関係者の連携を通じた「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達の安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進
- ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

#### 「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金や環境配慮のチェック・要件化の実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進
- 多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

#### 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」「きめ細やかな中山間地域等の振興」

- 2025年5月に策定された「地方みらい共創戦略」、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出
- 所得向上や雇用創出のため、農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出
- 生活の利便性確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を確保
- 中山間地域等の振興のため、農村RMOの立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援

#### 国民理解の醸成 ● 農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進

## 第2 みどりの食料システム戦略

化学肥料・化学農薬の使用量低減や有機農業等による環境に優しい持続可能な農業に取り組む農林漁業者の計画認定（みどり認定）を推進し、北海道のみどり認定者数は340名（令和7年11月現在）で、前年に比べて約100名増加した。また、地域ぐるみで環境負荷低減の取組を行う特定区域（モデル地区）は、令和7年度新たに3市町村（新十津川町全域、赤井川村全域、旭川市全域）を設定し、道内6市町村となった。

温室効果ガスの削減への貢献度合いに応じ星の数で分かりやすく表示する「みえるらべる」を推進し、北海道の登録品目数は前年から24品目増加し、64品目（令和7年12月現在）となった。「みえるらべる」の活用により、環境にやさしい農産物を消費者に分かりやすく伝える取組が広がっている。

再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進するため、市町村による農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の策定を推進し、令和7年度に新たに2市町（清水町、苫小牧市）が基本計画を策定し、道内12市町村となった。

温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証する「J-クレジット制度」を活用し、農業で収入を得る動きが広がっている。特に、令和5年に農業分野の方法論として認められた、田んぼの水を抜く期間を延ばしてメタンガスを抑制する「水稻栽培における中干期間の延長」の取組みでは、北海道の実施面積は、令和5年で約1,100haから、6年は14,100ha、7年には約20,100haとわずか数年で急拡大している。

### 1 環境負荷低減の活動

環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組等を行う事業活動や、温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動等を促進。

#### 「みどり認定」の概要

・令和5年から、みどりの食料システム法に基づく、都道府県による環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者の計画認定（みどり認定）が開始。

#### 北海道内の「みどり認定」取組事例

①品目 ②環境にやさしい取組 ③認定を受けたきっかけ

##### 佐竹 直人氏（名寄市）

①水稲、甜菜、小豆

②稲刈り後の秋に稲わらを土壌の中にすき込む（秋耕）ことで、

温室効果ガスの排出量の削減に資する取組を行っています。

③持続可能な農業を目指しています。また、融資制度や補助事業のポイント加算があることを知り、認定を受けました。



##### 【グループ認定】JAにいかっぴピーマン生産部会（新冠町）

①ピーマン

②ピーマン生産部会に所属する50経営体で、馬ふん堆肥の活用や天然物質由来の農薬への切替を図り、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組んでいます。

③エコファーマー制度に代わるものとして認定を受けました。また、消費者への訴求に繋がることに期待しています。



##### （株）Jリード（豊頃町）

①牧草、デントコーン

②バイオガスプラントから発生する家畜ふん尿由来の液肥消化液をほ場に散布することによって、化学肥料及び化学農薬の使用量の低減に取り組めます。

③補助事業の加算ポイントがあることを知り、認定を受けました。



# 1 環境負荷低減の活動(つづき)

## 「特定区域(モデル地区)」の概要

地域の関係者が一体となって、環境負荷低減の取組を行う特定区域(モデル地区)は、北海道6区域で設定。道内では、湧別町福島地区(温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動)、岩見沢市全域(先端的な技術を活用して行う生産活動)、安平町全域、新十津川町全域、赤井川村全域、旭川市全域(有機農業による生産活動)で設定(令和7年12月末時点)。

## 北海道内の「オーガニックビレッジ」取組事例

### 旭川市

#### 【有機農業】生産地と消費地が連携した取組

旭川市は、大阪府泉大津市と全国で初めて生産地と消費地の連携によるオーガニックビレッジ事業(令和6年度～)に取り組む。

泉大津市の全小中学校給食への旭川産有機JAS認証米提供や泉大津市の親子が旭川市を訪問し、有機農業への理解を深めるツアーなどを実施。

これらの取組を踏まえ、令和10年度までに有機農業取組面積56.5ha(20ha増)への拡大や、泉大津市学校給食における旭川産有機JAS認証米提供の継続などを目標とした2市共同での有機農業連携実施計画を策定。

泉大津市との連携後、販売先確保が期待できることから旭川市では有機農業に挑戦したい!という事業者が増え、有機農業の取組が拡大している。



泉大津市の親子による有機栽培ハーブ摘み取り体験の様子

## 「見える化」の概要

化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用量など、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献度合いに応じ星の数で分かりやすく表示する「見えるらべる」を令和6年3月から本格運用。

各地の小売店等で見えるらべるを表示した農産物・加工品の販売が拡大している。

### 【道内の「見えるらべる」農産物】

道内のスーパーや道の駅など100以上の店舗で「見えるらべる」を貼った農産物を販売

※以下は一例です。時期により、販売されていない農産物があります。



## 見えるらべる (みる+えらべる)

- ★:削減貢献率 5%以上
- ★★: " 10%以上
- ★★★: " 20%以上



- ★:取組の得点1点
- ★★: " 2点
- ★★★: " 3点以上

### 温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

### 生物多様性保全への配慮 ※米に限る

<取組一覧>

化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

## 北海道内の「見える化」取組事例

### 株式会社イナゾーフーム(士別市)

#### 【温室効果ガス削減への貢献】環境負荷低減の取組の見える化で「星3つ」を取得

株式会社イナゾーフームは、ミニトマトを中心に野菜の生産・販売・加工を主な事業としている。

ビニールハウスで栽培しているミニトマトは、従来から化学農薬・化学肥料不使用の有機栽培に取り組んでおり、令和7年1月に「環境負荷低減の取組の見える化」において、温室効果ガス削減への貢献が評価され、最高ランクの「星3つ」を取得した。

現在「見える化」を取得したミニトマトは、地元の道の駅やオンラインショップ、全国各地の店舗で販売されている。さらに、ミニトマトを加工して作られた「有機イナゾートマトジュース」は、通年での購入が可能となっている。



## 2 再生可能エネルギー

・再生可能エネルギーは、木質チップ、家畜ふん尿、風力、太陽光、地熱などの絶えず補充される自然のプロセス由来のエネルギーであり、地球温暖化を防止し、持続的なエネルギー源とされている。

・第7次エネルギー基本計画(令和7年2月閣議決定)では、2050年カーボンニュートラル(令和2年10月総理宣言)の実現を目指す中、2040年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率を4～5割程度と見通している。

・食料・農業・農村基本計画(2025年4月閣議決定)では、「再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消の取組のモデルの構築や普及」を推進することを明記。

### 固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備認定の状況(令和6年度新規認定設備)

	バイオマス			風力	水力	地熱
	メタン発酵	木質	一般廃棄物			
全国計(件)	369	510	187	6,046	1,223	120
北海道(件)	114	26	4	1,722	65	5
全国シェア	30.9%	5.1%	2.1%	28.5%	5.3%	4.2%
全国順位	1	3	19	2	3	5



木質バイオマスボイラーによる熱エネルギーの利用例(下川町(一の橋バイオビレッジ))

資料: 経済産業省「都道府県別再生可能エネルギー設備の認定及び導入状況(2025年3月末時点・新規認定設備)」を基に北海道農政事務所で作成

- 注: 1) 木質は未利用木質、一般木質農作物残さ及び建築廃材の合計  
 2) 風力は20kW未満及び20kW以上の合計  
 3) 水力は200kW未満、200kW以上1,000kW未満、1,000kW以上5,000kW未満、5,000kW以上30,000kW未満の合計  
 4) 地熱は15,000kW未満及び15,000kW以上の合計

### 再エネ基本計画作成状況及びバイオマス産業都市構想策定状況

#### ●再エネ基本計画作成状況

農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針(令和7年5月改正)の目標では、2030年度に「法の措置の活用により、再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地域を200地域以上構築すること」(2024年度:112地域)及び「農林漁業循環経済地域の構築に取り組む地区数を100地区以上創出すること」を目指すこととしている。

平成28年度	3	知内町、寿都町、蘭越町
令和2年度	1	下川町
3年度	3	網走市、紋別市、石狩市
4年度	1	白糠町
5年度	2	島牧村、黒松内町
7年度	2	清水町、苫小牧市
計	12市町村	

#### ●バイオマス産業都市構想策定状況

バイオマス産業都市では、バイオマス産業を軸としたまち・むらづくりを目指す地域として、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の関係7府省が共同で選定している。

平成25年度1次	21	十勝地域19市町村、下川町、別海町
25年度2次	2	釧路市、興部町
27年度	1	平取町
28年度	4	知内町、標茶町、音威子府村、西興部村
29年度	3	滝上町、中標津町、鶴居村
30年度	3	稚内市、浜頓別町、幌延町
31年度	1	八雲町
令和2年度	1	湧別町
3年度	1	雄武町
4年度	1	浜中町
計	38市町村	

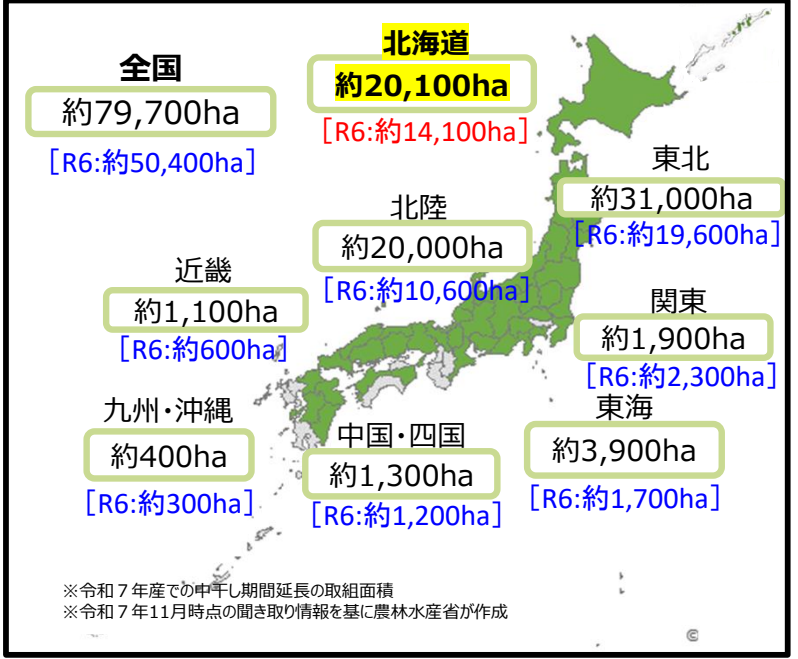
### 3 農業分野のJ-クレジット

- ・J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用のほか、水田の水管理の変更による温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証し、取引を可能とする国内制度で、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- ・創出されたクレジットを売却することで収入を得ることができ、国内の法制度への報告、海外イニシアチブへの報告、企業の自主的な取組等、様々な用途に活用が可能。
- ・現在、J-クレジット制度全体で、74の方法論を承認。このうち、農業分野の方法論は7つ。(令和8年2月現在)

#### ■農業分野の方法論

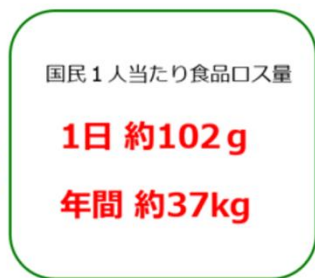
農業	家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	バイオ炭の農地施用
	水稲栽培における中干し期間の延長
	肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
	牛への飼料添加物を使用した飼料の給餌

#### ■「水稲栽培における中干し期間の延長」の取組状況(面積)



### 4 食品ロス

- ・令和5年度の食品ロス(本来食べられるのに捨てられてしまう食品)は、約464万トン。国民1人あたり1日約102g(おにぎり約1個のご飯の量に近い量)、年間約37kgに相当。
- ・北海道農政事務所では、消費者の食品ロスに対する意識を高めて食品廃棄の削減につなげるため、10月の「食品ロス削減月間」に、小売店舗に対し、ポスターの掲示等により、てまえどり等に関する啓発活動の実施を呼びかけている。また、災害用に備蓄している食料等について、備蓄の役割を終えたものを有効活用するため、フードバンク活動団体へ提供し、その活動を支援している。
- ・令和5年度からは、北海道地方環境事務所とともに、道内の国の合同庁舎等に勤務する職員を対象に家庭で余っている食品を集め、寄贈する「官庁フードドライブ」を実施している。



資料：食品ロス量（令和5（2023）年度推計）  
総務省人口推計(2023年10月1日)



官庁フードドライブで集まった食品をフードバンク活動団体へ寄贈

### 第3 スマート農業の普及・促進

スマート農業とは、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用して省力化・生産性の向上を実現する新たな農業。この先端技術の導入により、農作業の自動化、情報共有の簡易化を実現。

北海道においても、多くの地域で、スマート農業の導入による取組が展開されており、経営の最適化や効率化への貢献が期待されている。

農業者が減少するなかで生産水準を維持し、安定した食料供給体制を確立するためには、スマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進める必要がある。これら二つの取組を一体的に推進する「生産革新方式実施計画」の認定を推進し、令和7年1月以降、畑作、稲作及び酪農で9件（令和8年2月時点）の計画を認定しており、道内における認定数は着実に拡大している。

#### 1 スマート農業技術活用促進法の概要

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、令和6年10月に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）が施行された。

スマート農業技術活用促進法は、農業者が申請者となる生産方式革新実施計画、農機メーカーやサービス事業者等が申請者となる開発供給実施計画を作成し、認定を受けることによって金融・行政手続の簡素化・税制特例等の支援を受けることができる。

##### ● 生産方式革新実施計画の認定対象となる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産方式の導入をセットで相当規模（経営面積又は売上の半分程度）で行い、農業の生産性を5%以上（付加価値額/労働投入量）向上させる事業活動。

実施期間は原則5年（果樹等の植栽、育成を伴う場合等は10年以内で設定可能）。

※北海道農政事務所が認定

##### ● 開発供給実施計画の認定対象となる事業活動

スマート農業技術の開発と開発した製品の供給を一体的に取り組む事業活動。

実施期間は原則5年（新品種の育成、事業の実施に相当な期間を要する場合は10年以内で設定可能）。

※農林水産省が認定

#### 北海道内の「生産方式革新実施計画」認定事例

北笹麦作組合（鹿追町）

対象品目：小麦・大豆

スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入（令和7年9月16日認定）

衛星リモートセンシング、収量コンバイン、  
農作業自動記録システムの導入



データを組合内で分析・共有  
収穫作業と経営の効率化



衛星リモートセンシングと収量コンバインの導入により、収量・水分のデータを取得。また、農作業自動記録システムの導入により、圃場ごとの労働時間や作業軌跡を集約。

収量、水分の情報を乾燥調製施設と共有し受入・収穫を効率化。また、生産履歴・作業軌跡のデータを組合内で共有・分析することで次年度以降の経営の効率化を図る。

#### 農業支援サービスの育成・支援

農業の担い手不足や高齢化が深刻化する中、農業の現場では、従来のような農業者間の互助を目的とした地域内での農作業の受委託が困難になりつつある。北海道では、1戸あたりの耕地面積が拡大し、労働力不足が課題の一つとなっている。一方で、農業者をサポートするサービス事業者が登場しており、農林水産省では、これらのサービス事業者の育成を推進している。

#### 北海道内の農業支援サービスの事例

株式会社アグリプラン（富良野市）

- ・JAふらの管内に農作業請負や人材派遣、運送事業等を展開し、地域に必要不可欠な会社としての地位を確立。
- ・融雪剤散布や耕起、収穫作業等の様々な農作業を受託。



第4 農林水産物・食品の輸出促進

「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化する方針が示され、そのKPIとして、2030年目標（農林水産物・食品の輸出額5兆円、食品産業の海外展開による収益額3兆円、インバウンドによる食関連消費額4.5兆円）が設定された。

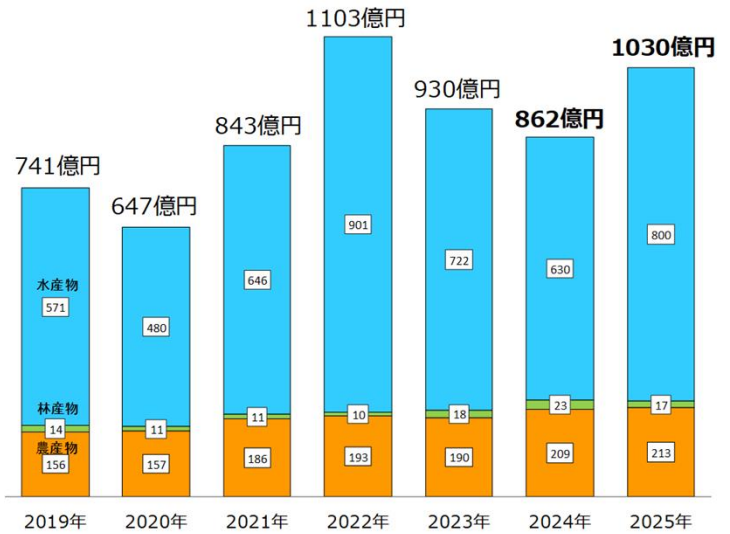
2023年以降、中国等による日本産水産物の輸入停止措置により、北海道における農林水産物・食品の輸出額は一時減少したが、2025年は回復傾向にある。さらに北海道における農林水産物・食品の輸出拡大、輸出先の多角化を図るため、新たな輸出産地の掘り起こしを進めるとともに、輸出に取り組む事業者に対し、道内の関係機関とも連携し、各種施策を活用した課題解決や海外への販路開拓等のサポートを実施。

1 北海道からの農林水産物・食品の輸出実績

- ・2025年の北海道の農林水産物・食品の輸出額は1,030億円で、前年に比べて168億円増加した。
- ・水産物では、ホタテ貝やかきの輸出額の増加により、水産物全体の輸出額は前年比170億円増の800億円となった。
- ・農産物では、加工食品や野菜・果実等の輸出額が増加し、農産物全体の輸出額は前年比4億円増の213億円となった。

※北海道の輸出額は、道内の港・空港から輸出された農林水産物・食品の輸出額の値

北海道における農林水産物・食品 輸出額の推移



2025年の北海道における農林水産物・食品 輸出額品目別

品目	金額 (百万円)	前年比 (%)
<b>加工食品</b>	<b>8,862</b>	<b>+18.2</b>
ビール	212	+109.9
清酒	84	▲4.3
その他アルコール飲料	205	▲19.3
調味料	489	+7.5
ソース混合調味料	167	▲21.1
調製食料品	1,686	+52.4
清涼飲料水等	2,146	+28.9
菓子 (米菓、チョコレート菓子、ワッフル・ウエハースを除く)	444	+6.0
チョコレート菓子	1,713	▲2.8
ベーカリー製品類	1,217	+29.5
<b>畜産品</b>	<b>5,538</b>	<b>▲21.3</b>
牛肉	449	+7.5
豚肉	798	+35.4
鶏肉	4	▲66.6
鳥卵・卵黄	148	+164.6
酪農品	1,314	▲4.8
牛乳・部分脱脂乳	921	▲4.6
粉乳等	323	▲16.9
動物性油脂	862	▲53.8
原皮	476	▲16.2
<b>穀物等</b>	<b>2,384</b>	<b>▲3.1</b>
穀物	1,491	+15.6
米	1,489	+15.6
穀粉調製品	672	▲36.3
麦芽エキス、穀粉等	169	▲40.2
即席麺	24	▲38.9
パスタ類	406	▲38.8
<b>野菜・果実等</b>	<b>3,855</b>	<b>+21.4</b>

品目	金額 (百万円)	前年比 (%)
果実・その調製品	800	+57.7
野菜・その調製品	3,045	+14.5
野菜 (生鮮・冷蔵・乾燥)	2,188	+16.6
たまねぎ及びシャロット	21	▲88.4
ながいも	2,057	+30.0
その他の野菜調製品	856	+9.2
ばれいしょ	734	+17.2
<b>その他農産物</b>	<b>640</b>	<b>▲14.7</b>
配合調製飼料	335	▲23.5
<b>林産物</b>	<b>1,654</b>	<b>▲28.5</b>
素材 (丸太)	910	▲30.8
製材	334	▲28.9
<b>水産物 (調製品除く)</b>	<b>75,341</b>	<b>+32.0</b>
ホタテ貝	56,430	+39.8
さけ・ます	3,302	▲27.1
たら	928	+111.0
すけぞうだら	309	+30.5
いわし	825	+52.4
さんま	239	+11.2
ひらめ・かれい	182	+13.9
かに	2,371	+117.8
いか	221	+426.9
たこ	202	+1,479.3
魚油 (肝油除く)	5,217	▲2.1
<b>水産調製品</b>	<b>4,708</b>	<b>▲20.8</b>
貝柱 (調製)	382	▲5.3
乾燥なまこ (調製)	1,785	▲14.4
その他の調製なまこ	1,464	▲41.5
キャビア及びその代用物	188	+2.3

資料：財務省「貿易統計」を基に北海道農政事務所で作成(北海道の輸出額は、道内の港・空港から輸出された農林水産物・食品の輸出額の値)

## 2 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(輸出重点品目)

- ・農林水産物・食品の輸出拡大に加え、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を通じて海外から稼ぐ力を強化するため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定(令和7年5月最終改訂)。
- ・海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な31品目を輸出重点品目に選定。
- ・輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定。補助事業等各種支援措置を優先的に実施することにより、その更なる拡大・発展を後押し。

### ●北海道のフラッグシップ輸出産地 認定産地 (令和7年12月時点)

分類	品目	産地名
畜産物	牛肉	ホクレン食肉輸出コンソーシアム
	豚肉	ホクレン食肉輸出コンソーシアム
	牛乳乳製品	北海道乳業(株)輸出促進協議会
	牛乳乳製品	雪印メグミルクコンソーシアム
	牛乳乳製品	よつ葉輸出促進協議会
青果物	玉ねぎ	ホクレン農業協同組合連合会
米	—	ホクレン農業協同組合連合会
	—	芦別RICE北海道米輸出拡大推進協議会
	—	松原米穀契約生産者組合

### ●輸出重点品目

牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵	牛乳乳製品
りんご	ぶどう	もも	かんきつ	
かき・かき加工品		なし	いちご	
野菜(かんしょ・かんしょ加工品・ながいも、たまねぎ等)				
米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品				
茶	切り花	清涼飲料水	菓子	
ソース混合調味料		味噌・醤油	清酒(日本酒)	
ウイスキー		本格焼酎・泡盛	製材	
合板	ぶり	たい	ホタテ貝・ホタテ貝加工品	
牡蠣・牡蠣加工品		真珠	錦鯉	

### フラッグシップ輸出産地認定産地の取組事例

#### 株式会社芦別RICE(芦別市)

#### 『生産者別検査で意識を高めた芦別産ブランド米を海外へ』

日本の人口減少が進む将来を案じ、共感する農家仲間3名で平成23年に農業生産法人設立。平成27年に株式会社に変更。平成29年にシンガポールへの輸出開始。周囲の農家も輸出に関心を持ち、輸出用米の生産を開始し取組に参加(令和6年に24名へ)。国の登録検査機関(もみ、玄米)となり、輸出玄米は農家生産者ごとに検査。農家別に検査することで「美味しいお米作り」に対する生産者の意識向上につながり「北海道芦別産」ブランドのコメとして海外へ届けている。

令和7年度(第64回)農林水産祭の多角化経営部門で天皇杯を受賞。



生産者別に検査、生産者名入りの袋で海外に届く



倉庫に搬入された輸出用米

#### 【輸出実績(令和6年)】

輸出額: 2億円

輸出先国・地域: 香港、米国、シンガポール

## 3 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP北海道)

- ・GFPとは、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト。
  - ・北海道農政事務所では、北海道に密着した輸出支援体制「GFP北海道」の取組を通じて、北海道内の農林水産事業者・食品事業者等、これから輸出に取り組もうとする初心者から経験者まできめ細かくサポート。
- (GFP: Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。)

### 令和7年度の取組

#### ●輸出セミナー&商談会、産地視察ツアー

地方自治体や商工会等の経済団体と連携し、地域にあった品目を中心とした輸出セミナー&商談会、バイヤー向けの産地視察ツアーを道内3地域(札幌、旭川、釧路)で開催。特に釧路はGFP北海道として初となる開催。

#### ●道産品ニーズ調査

外国人を対象とした試飲・試食会による道産品ニーズ調査を実施し、道内から8事業者(12品目)が参加。様々な国・地域からの来場者へ味やパッケージ等に関するアンケートを実施し、輸出に取り組む事業者・生産者にとって今後の輸出戦略の参考となる情報を収集。

#### ●伴走支援のための体制の構築・稼働

輸出事業者の課題に応じて必要な輸出専門人材の手配・調整を行うことのできる体制を構築・稼働。

第5 地理的表示(GI)保護制度

令和5年9月に登録申請された「しりうちら北の華（きたのはな）」が、令和7年11月に登録され、北海道における登録産品は全国最多となる10産品に到達した。  
 「しりうちら北の華」は、道南地域の上磯郡知内町及び木古内町で生産されており、食感や香り、風味などが高く評価されている。

1 地理的表示(GI)保護制度の概要

地理的表示 (GI: Geographical Indication) 保護制度とは、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称(地理的表示)が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度。

生産者の利益(地域の知的財産)の保護を図ると同時に、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益の保護を図ることを目的としている。

2 北海道の登録産品

(令和7年12月現在)

①生産地 ②特性



今金男しゃく

- ①今金町・せたな町
- ②白色で美しい外観を有し、ライマン価13.5%以上の安定した品質とホクホクとした自然にとける舌触りが特徴の男爵品種のはれいしょ。



夕張メロン

- ①夕張市
- ②果肉は、内部色はオレンジで、繊維質が少ないため非常に柔らかくジューシー。芳醇な香りが強い「夕張キング」品種を使用し、糖度は10度以上。



ところピンクにんにく

- ①北見市常呂町
- ②外皮はピンク色で、にんにく本来の風味や香りが強く、生で食した時のピリリとした強い辛みが特徴。糖度が高く、香り成分を多く含む。



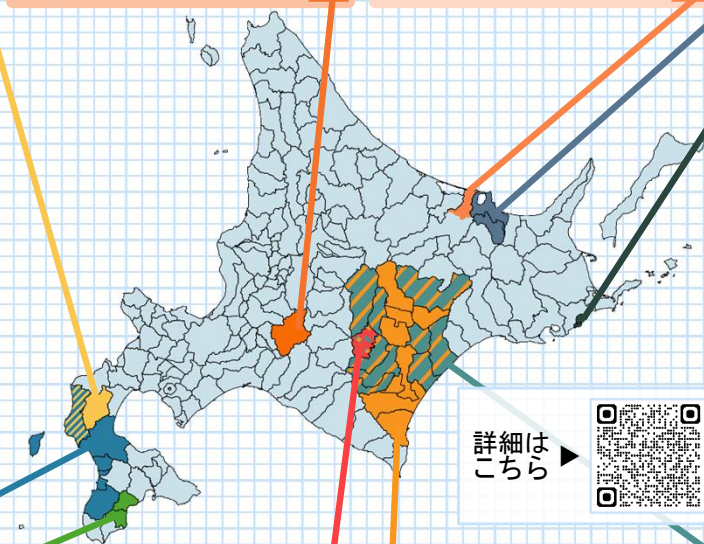
網走湖産しじみ貝

- ①網走市・大空町
- ②約7年以上かけて育った大粒なヤマトシジミ。色や艶が良く食べ応えがあるため人気で、全国平均と比べ1.5倍の高値で取引。



檜山海参(ひやまハシエン)

- ①せたな町・八雲町・乙部町・江差町・奥尻町・上ノ国町
- ②地先海面で漁獲したなまこを加工した干しなまこ。水戻し後も、疣足(いはあし)の突起に覆われた良好な姿を保ち、肉厚で身崩れせず、適度な粘りと弾力を持つ。



浜中養殖うに

- ①浜中町内水面・浜中湾・琵琶瀬湾
- ②濃い黄色で、大きさがそろったエソバフンニ。クリーミーで口溶けが良く、雑味のない濃厚な味わい。高い品質と、養殖の強みを生かした生産・出荷戦略で、天然のものより高値で取引。



しりうちら北の華

- ①上磯郡知内町・木古内町
- ②葉色が濃く、葉幅が広く、肉厚で柔らかい。ほぼ周年で出荷され、市場関係者から引き合いも強い。東京卸売市場のiraの平均単価より高値で取引されている。



十勝若牛(とちわかやうし)

- ①清水町
- ②きめ細かで柔らかな肉質、噛みしめると旨みに富むジューシーさが特徴のホルスタイン種。ヘルシーな赤身肉として引き合いも強く、一般的なホルスタイン種と比較して高値で取引。



十勝ラクレット

- ①帯広市・新得町・清水町・芽室町・池田町・他14町村
- ②ナッツ、干し草のような熟れた芳醇な香りとミルクの香りが感じられる。刺激臭が少なく、日本人の嗜好に合うさっぱりした食味。



十勝川西長いも

- ①帯広市・芽室町・清水町・新得町・池田町・他5町村
- ②短いつくり型で、色は白く褐変しにくい。歯ごたえや食感が良く、とろろにしても粘りが強い。輸出も盛んで、海外でも高い評価。

詳細はこちら



## 第6 食料システム

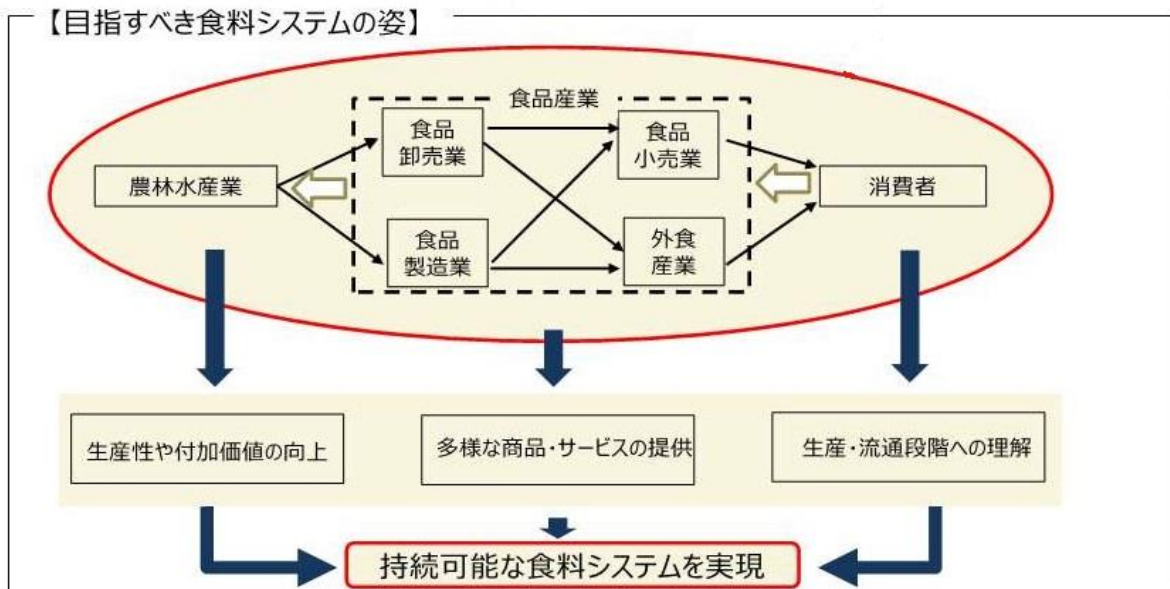
「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）」が令和7年6月に制定。

同法に基づき、食品等事業者が生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合に各種支援措置を受けることを可能とする「計画認定制度」が令和7年10月に開始された。これは、農林漁業者との安定取引の確立、流通の合理化・付加価値向上、環境負荷低減、消費者への情報提供を後押しするもので、長期低利融資や債務保証等の支援を実施。

また、食品等の取引適正化として、フードGメン配置、取引実態調査、情報受付窓口を運用し、取引条件の誠実協議や商慣習の見直し案への検討・協力などの努力義務が令和8年4月から開始される。

## 1 食料システム法とは

- ・2021年以降、肥料や飼料などの生産資材の価格は上昇し、高い水準が継続。また、人件費、エネルギー費、物流費等のコストも上昇し、食料システム全体に幅広く影響。
- ・こうした状況の中で、食料・農業・農村基本計画では、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくため、生産・加工・流通・小売・消費等の食料システムの幅広い関係者の合意の下で、コストを考慮した価格形成が行われる環境整備の必要性を明示。
- ・食料システム法は、基本計画で掲げる「持続的な食料供給の実現」について制度面で実効性を確保するため、第1の柱「合理的な費用を考慮した価格形成」と第2の柱「食品産業の持続的な発展」に向けた施策を一体で推進し、消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現することを目的とする法律。



### 食料システム法の第1の柱 ～合理的な費用を考慮した価格形成～

- (1) 食品等取引実態調査を実施。
- (2) 合理的な費用を考慮した価格形成を促進するため事業者に「努力義務」を課す。
  - ・コスト上昇を理由に価格交渉を申し出た場合、誠実に協議する義務。
  - ・持続的供給に資する取組（商慣習見直し等）の提案があった場合、検討・協力する義務。
- (3) 農林水産大臣は、判断基準を策定し、必要に応じて指導・助言・勧告・公表を実施。
- (4) 指定品目（例：米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆）について業界団体がコスト指標を作成・公表。
- (5) フェアプライスプロジェクトとして動画の発信、イベントなどを通じて消費者理解の醸成を図る。



生産と消費の間をつなぐ食品スーパーを舞台に、食品の価格を決めることの難しさを描いたドラマ仕立ての動画

### 食料システム法の第2の柱 ～食品産業の持続的な発展～

- (1) 食品事業者が以下の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることで低利融資や税制優遇の支援措置。
  - ・安定取引関係確立事業活動  
農林漁業者との継続的・安定的な取引関係の構築。
  - ・流通合理化作業活動  
物流効率化、付加価値向上等。
  - ・環境負荷低減事業活動  
温室効果ガス削減、食品廃棄物抑制。
  - ・消費者選択支援事業活動  
持続可能性に配慮した商品選択を促す情報提供。
- (2) 地方公共団体、一般社団法人等、(1)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。

第7 物流効率化

働き方改革関連法により、いわゆる「物流の2024年問題」として、将来的な輸送力不足（2030年に34%不足）が懸念されている。こうした状況に対応するため、荷主企業・物流事業者・一般消費者が協力し、商慣行の見直しや物流の効率化を含む総合的な対策として、物流効率化法が改正され（令和6年5月15日公布）、段階的な施行が進められている。令和7年4月からは、全ての荷主に対して、積載効率の向上、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮といった物流効率化に向けた努力義務が課せられた。さらに、令和8年4月からは、一定規模以上の特定事業者について、中長期計画の策定、定期報告、物流統括管理者（CLO）の選任が義務化される。

1 改正物流効率化法とは

令和6年5月に公布された改正物流効率化法では、従来の「流通業務総合効率化法」の名称を「物資の流通の効率化に関する法律（物流効率化法）」に改め、荷主や物流事業者に対して積載効率向上や荷待ち時間・荷役時間の短縮などの取り組みを求める努力義務が令和7年度から導入された。

さらに、年間取扱貨物重量9万トン以上の事業者を「特定事業者」として指定し、中長期計画の作成、定期報告、物流統括管理者（CLO）の選任を義務付ける規定が令和8年度から施行される。

また、規制措置に加えて、事業者が提出する総合効率化計画が認定された場合には税制優遇や低利融資などの支援を受けられる制度も継続されている。認定実績として、道内では、トラック輸送からRORO船を利用したモーダルシフトの取組みが進められている。物流効率化・省力化の取組を推進するため、行政機関や物流関係者と連携し、中継輸送や共同運送、モーダルシフト、物流DXの推進に向けたマッチング企画や各種セミナー等を実施している。

農産物集出荷施設の取組事例

士幌町農業協同組合（士幌町）

～日本の食を支える大規模産地における省力化・効率化の歩み～

士幌町農業協同組合では、十勝北部近郊の4町5農協（士幌町、上士幌町、音更町、木野、鹿追町）で構成する「士幌馬鈴薯施設運営協議会」を設立。馬鈴薯に関する共同事業・共同集出荷を実施。（取扱量：18万t/年）

平成24年にばれいしょ選果プラント内にパレタイザーを導入し、パレットへの箱積みも自動化、自動倉庫も導入し、入出庫管理を自動化することで、トラックへの積込時間を大幅に短縮、荷待ち時間を削減するとともに、破損・汚損、荷間違いも防止。

令和4年には鉄道コンテナ輸送時の荷滑り、荷崩れ防止のため、これまで通運会社が設置していたエアバッグを廃止し、雑貨や飲料などで実績のあったアンチスリップ剤をダンボール天面に塗布することにより、荷崩れの防止とドライバーの荷役作業を削減。

令和7年からは、生産者からの集荷について、これまでの電話予約に代え、スマートフォン画面から集荷予約が行えるシステムを試験導入。

DX化への取組みによって、生産者の利便性向上や予約オペレーターの省力化、集荷ルート最適化などに寄与。



パレタイズロボット導入によるダンボール積みの自動化

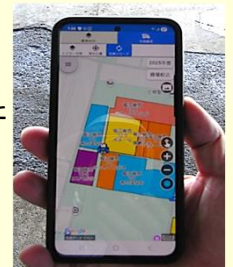


アンチスリップ剤による荷スベリ防止

【物流効率化の例】

平成28年に折り畳みコンテナを開発・導入 ①コンテナの枠の幅を細くする ②コンテナのたわみを生かし腹部を膨らませる（牛乳パックの応用）	9%容積UP 15%容量UP
輸送原料の高品質化（全量規格内品化） ①出荷前にばれいしょを洗浄し付着土砂を除去 ②規格外品等をカメラによって自動選別	10%効率UP
長距離輸送分を20tから25～28tの超低床、ロングトレーラーといった規制緩和増トン車両に切り替え	25%効率UP

GISアプリを利用した集荷予約システム



ロングトレーラーによる輸送頻度削減

## 第8 地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)

農業経営基盤強化促進法により、市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話し合いを踏まえ、令和7年3月末までに地域計画を策定。

令和7年4月末時点で北海道内179市町村の内、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を作成している172市町村（農業振興地域がある）において489地区の地域計画が策定された。

### 1 地域計画の概要

地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくことが地域計画の策定の目的。市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話し合い(協議の場)により、地域の農業の将来ビジョンを明確化するとともに、10年後の農地利用の明確化(目標地図)を通じた①地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、将来にわたる適正な農地利用の確保、②農地バンクを活用した農地の集約化の推進による生産性向上等の取組を含む地域計画を策定。

### 2 地域計画の策定状況(令和7年4月末時点)

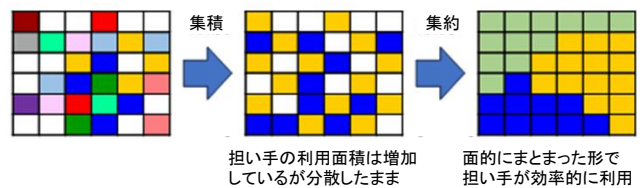
項目	令和7年4月末時点(確定値)	
	北海道	全国
策定市町村数	172	1,615
(参考:策定予定数)	172	1,626
策定された地域計画数	489	18,894
(参考:策定予定数)	489	19,605
地域計画区域内の農用地等面積(万ha)	120.0	422.2
うち目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	108.7 (91%)	288.3 (68%)
うち将来の受け手が位置付けられていない農地面積	11.2 (9%)	133.9 (32%)

※1 カッコ内は、地域計画区域内の農用地等面積に占める割合。  
 ※2 四捨五入の関係により数値の合計が合わない場合がある。

### 3 地域計画の活用 -ブラッシュアップ-

- 地域計画の実現に向けた取組を推進(農地バンクを通じた農地の権利設定)

(参考)担い手への農地の集積・集約のイメージ



- 「将来の受け手に集約化」までされた計画は1割(北海道内では4割弱)にとどまり、残りについては、ブラッシュアップが必要
- 地域計画は一度作って終わりではなく、継続的に見直す

### 地域計画の取組事例

#### 北海道鷹栖町中央地区

#### 『畑地化を絡めて大規模基盤整備を実施』

(令和7年8月末時点)

##### 【地域の現状と課題】

農業従事者の減少、高齢化等により担い手農家の経営農地面積が限界に達しつつあり、離農農家の農地の受け手確保を図るため基盤整備が必要であるとの地域からの要望があった。

##### 【地域農業の方向性】

国営・道営の基盤整備を進めるため、基盤整備に対する地域合意を取りながら地域計画、目標地図を作成することとし、現状を取りまとめた上で、地域農業の方向性を含めて協議を実施した。

その結果、畑地化を絡めて大規模基盤整備を実施することを目指して、地域計画を策定。

農業を担う者数(うち担い手)	78経営体 (40経営体)
農地面積(うち農振農用地)	755ha (754ha)
主な農畜産物	米、牧草
農業地域類型	平地農業地域
遊休農地	0ha
現状の集積率(目標)	95.4% (95.0%)

## 第9 食品アクセスと消費者の信頼確保

食料・農業・農村基本法が改正され、農林水産省では、全ての国民が健康な生活を送るために必要な食品を入手できない「食品アクセス」の問題へ対応するため、関係省庁と連携し、経済的理由などにより十分な食料を入手できない方や買物困難者への支援に取り組んでいる。

また、同基本法では、消費者が食料や農業・農村への理解を深め、より良い消費生活に主体的に関わる役割が強化された。この趣旨に基づき、食料・農業・農村に関する情報提供を推進している。

食品表示の適正化や的確な情報伝達を図るため、食品表示法等に基づく監視を実施。食品表示を担当する職員を配置し、食品スーパー等に出向き、食品の偽装表示等の監視・取締りを実施している。

令和6年秋～令和7年春には、飼育されている鶏などで高病原性鳥インフルエンザが、全国14道県で51事例が発生し、約932万羽が殺処分の対象となった。本疾病は、消費者の不安や心理的影響を通じて購買行動にも影響を及ぼすことから、迅速かつ正確な情報提供に努めている。

### 1 食品アクセスの推進

- 地域の食品アクセスに関する課題解決に向けて、関係者が連携して取り組むための体制(地域協議会)の構築を促進することを目的に、令和7年5月から、地方公共団体、社会福祉協議会、フードバンク活動団体等への働きかけや意見交換を実施。また、フードバンク・子ども食堂活動団体等が出席する交流会などに参加し、農林水産省の取組を紹介。さらに、農林水産省では、子ども食堂・子ども宅食やフードバンクに政府備蓄米を無償交付するなどの支援を実施。



フードバンク活動団体との意見交換

### 2 食品の安全等に関する情報提供および食育の推進

- 消費者展示コーナーでは、食料・農業政策や食育、和食文化などをテーマに、年間6回のパネル展示を実施。また、各地の消費生活展では、消費者団体と連携し、「みどりの食料システム戦略」などに関するパネル展示を実施。
- 食育月間(6月)には、JR手稲駅自由通路において、「食育の推進」「環境負荷低減の見える化」などに関するパネル展を実施。
- 身近な牛乳・乳製品が牧場から食卓に届くまでの流れと、生産・加工の各場面におけるSDGsとのつながりについての理解を深めるために、小学生とその保護者を対象とした「酪農見学ツアー～牛乳から学ぶSDGs～」を令和7年8月に開催。



酪農見学ツアーの様子

### 3 食品表示・トレーサビリティ制度の適正運用

- 米トレーサビリティ法・牛トレーサビリティ法・水産流通適正化法に基づく監視
  - ・米穀、牛肉やアワビ・ナマコ等の適正流通を確保するため、必要な情報(番号等)伝達、記録の作成、帳簿の備付けの状況を確認。
- 科学的分析を活用した監視
  - ・米穀の品種と牛の個体識別番号の表示について、科学的手法としてDNA鑑定を用いて効果的かつ効率的に真正性確認を実施。
- 不適正表示が確認された場合には、必要に応じて行政指導を実施(令和7年度の主な不適正表示の状況)
  - ・原産地名の不表示(まぐろのたたきの原料原産地名の不表示、青果(さつまいも、カリフラワー、バナナ)の一部における原産地不記載)
  - ・牛肉の個体識別番号の誤表示(白老牛にホルスタインの個体識別番号を表示)
  - ・有機でないのに「有機」、「ORGANIC」と表示
  - ・原材料名の一部不表示(白鮭又は鮭とカラフトマスを混合した商品にカラフトマスを不記載)



店頭での表示状況等確認調査

### 4 動植物防疫

- 北海道内では令和7年秋以降、白老町(約45.9万羽)、恵庭市(約23.6万羽)、由仁町(約0.6万羽)、安平町(約18.8万羽)の農場で高病原性鳥インフルエンザが発生。これを受け、北海道農政事務所では「特定家畜伝染病緊急防疫支援本部」を設置し、鳥インフルエンザに関する相談窓口の開設や、北海道が実施する感染拡大防止の作業・対応等の支援を実施。
- 北海道では令和8年2月現在で網走市、斜里町、清里町、小清水町の一部の地域28ほ場・81haでジャガイモシロシストセンチュウを確認。そのまん延防止のため、北海道が行う移動制限や対抗植物の植栽等、緊急防除を支援。



防護服着脱訓練の様子

## 第10 農福連携

農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。北海道内でも、様々な形での取組が行われており、農福連携は確実に広がりを見せている。

令和7年度「ノウフク・アワード2025」において、北海道内から【優秀賞】特定非営利活動法人楽園プロジェクト、【チャレンジ賞】多機能型就労継続支援事業所リベラが選定。

### ノウフク・アワードとは

ノウフクを実践してきた人々や様々な取組みに光を当てて、その事例を発掘・表彰。農福連携の輪を拡大し、新たな知恵や気づきを社会に発信していくことを目指すもの。

### 特定非営利活動法人楽園プロジェクト(札幌市)

『戦力になる農福連携』をテーマに、24時間365日作業受託可能な体制で農作業チームを結成し、平均工賃9.5万円以上を実現。冬場には荒廃農地を利用して菌床椎茸栽培を行い、年間を通じた作業を創出。



### 多機能型就労継続支援事業所リベラ(札幌市)

自然栽培農法による果樹や伝統野菜等の生産・加工・販売までを一貫して行い、すべての事業で障害者等が活躍。レストランを併設したワイナリーを開設し、年間10,000本のワイン・シードルを製造。



## トピックス ディスカバー農山漁村(むら)の宝

### ディスカバー農山漁村(むら)の宝とは

「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る取組。選定された地区には、選定証の授与を行うとともに、「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」特設ホームページでの活動紹介等を通じて、全国的な情報発信を行う。

令和7年度は、函館市の一般社団法人Local Revolutionがグランプリを受賞。



「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」特設ホームページはこちら

### 令和7年度 第12回選定 グランプリ 一般社団法人Local Revolution(函館市)

近年の海水温上昇とともにマイワシが北上し、函館近郊でマイワシの大量死が確認され、死骸の焼却炉への移動、焼却コスト、漁船への二次被害など、フードロスだけでなく環境被害や漁業被害に陥っている。マイワシの漁獲量は9年で60倍となっているが、雑魚として扱われ肥料や廃棄物などの未利用低利用魚となっている現状に着目。

マイワシの価値を高めるプロジェクトとして、令和3年12月より「ハコダテアンチヨビプロジェクト」を始動。アンチヨビ商品開発に伴い令和5年8月に法人設立。

今まではリリースしていたマイワシを漁師から仕入れ、地元の水産加工会社が利益を得られるよう加工し、地域の就労支援施設にて瓶詰とラベル貼りを行い、地域の小売店や飲食店で新しい地産地消商品として販売するなど共存共栄を図る。商品開発では、北海道工業技術センターとの共同開発や函館市や北海道との協業など官民一体で取り組んでおり、商品販売に関しては、関わる全ての人が利益を配分できる仕組みを作っている。

プロジェクト始動から地元のテレビ、ラジオ、Webなど様々な媒体で取組を発信。商品PRよりも、地域の課題解決に向けた取組そのものを取り上げてもらい、応援者・賛同者が年々増加。商品の購入はリピーターが非常に多く、地産地消へ貢献している。

